

人材開発支援助成金 事前確認書
(人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスティング支援コース)

人材開発支援助成金の職業訓練実施計画届(様式第1-1号)及び訓練実施計画届(事業主団体・共同事業主用)(様式第1-2号)を提出するにあたり、下記の注意事項に該当する場合は助成の対象外となることについて了解し、確認した上で別紙計画届のとおり申請します。
なお、この確認書の記載事項に係る確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

提出日 年 月 日

事業主

所在地

名称

氏名

電話番号

☐

代理人

または

社会保険労務士

所在地

名称

氏名

電話番号

☐

提出代行者

☐

事務代理者

(該当に☑チェック)

労働局長 殿

○人材開発支援助成金を利用するにあたっての注意事項

I. 全コース共通事項

次の注意事項を確認し、☑チェックしてください。

- ☐ 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査は、支給申請後に行われるため、計画届が受付されたことにより、助成金が確実に支給されるものではありません。助成金の申請に関してご不明な点がある場合は、予め労働局へご相談いただくようお願いいたします。

次の(1)～(12)に該当しないことを確認し、☑チェックしてください。該当する事項がある場合は助成の対象外となります。

- ☐ (1) 提出した計画に関して管轄労働局長の補正の求めに応じない事業主及び事業主団体等
- ☐ (2) 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出しない又は提示しない、または管轄労働局の実地調査(訓練実施中の確認、講師、受講者への聴き取り等)に協力しない等、審査に協力しない事業主及び事業主団体等
- ☐ (3) 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5年間保存していない事業主及び事業主団体等
- ☐ (4) 訓練実施日に、事前連絡をせず行われる訓練実施確認行為に協力をしない事業主及び事業主団体等
- ☐ (5) 職業訓練実施計画届(様式第1-1号)及び訓練実施計画届(事業主団体・共同事業主用)(様式第1-2号)の提出前に訓練を開始した場合。また、職業訓練実施計画届を届出事業所の所在地管轄する労働局に、訓練開始日の1か月前まで※に提出しない事業主
- ※ 新たに雇入れた被保険者のみを対象とした訓練等であって、雇入れ日から訓練開始日までが1か月以内である訓練等の場合は、訓練開始日の前日まで。
- ☐ (6) 既に届け出ている訓練計画に変更が生じた場合は当初計画(変更前の計画)していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに、変更届を提出していない場合
- ☐ (7) 所定労働時間外・休日(振替休日は除く)にOFF-JTを実施した場合の賃金助成、OJTの実施助成
- ※ 訓練の開始時間・終了時間が、事業所の所定労働時間と異なる場合は、労働契約書や就業規則等に所定労働時間の変更がありうることについて明確に記載し、訓練開始前に、労働条件通知書などで終業時間の変更について、労働者に明示・周知されていれば、変更後の時間を所定労働時間として助成対象期間を算定します。
- ☐ (8) 事業主が訓練に係る経費を支給申請日までに全額負担していない場合※(訓練経費の支払後返金がある場合を含む)
- ※ 業務命令によって、従業員に対して訓練を受講させた場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります(育児休業中訓練を除く。)。また、自発的職業能力開発訓練により従業員の申し出による自発的な訓練の受講を支援する場合は、訓練実施期間中に負担した経費が支給対象となります。
- ☐ (9) 訓練等を受ける期間、当該訓練等を受ける被保険者に対して賃金を適正に支払わない場合
- ☐ (10) 実際に実施した助成対象となる実訓練時間数が10時間未満※の場合
- ※ eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等(一般教育訓練等を除く。)の場合は標準学習時間が10時間未満又は標準学習期間が1か月未満。
- ※ 定額制サービスによる訓練の場合は、各支給対象労働者の受講時間数の合計の時間数が、支給申請時において10時間未満。
- ☐ (11) 訓練終了日の翌日から起算して2か月以内の支給申請期間内に申請を行わない場合
- ☐ (12) 訓練開始日、支給申請日及び支給決定日の時点において、雇用保険適用事業所でない事業所(各時点において雇用保険被保険者が存在しない事業所)

(第2面にも確認項目があるので、必ずご確認ください。)

Ⅱ. 個別コース確認事項

計画届を提出する助成コース・訓練種別に応じて、次の（13）～（26）に該当しないことを確認し、☒チェックしてください。

該当する事項がある場合は助成の対象外となります。

なお、対象となる助成コース・訓練種別以外の項目については、チェック不要です。

1. 人材育成支援コース（有期実習型訓練）を除く 全てのコース・訓練種別

※ 人材育成支援コース（有期実習型訓練）の場合はチェック不要です。

- ☐ （13）職業能力開発推進者を選任していない事業主
- ☐ （14）事業内職業能力開発計画を策定していない事業主
- ☐ （15）事業内職業能力開発計画及び職業訓練実施計画を雇用する労働者に周知していない事業主

2. 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）を除く 全てのコース・訓練種別

※ 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の場合はチェック不要です。

- ☐ （16）職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練ではない場合

3. 人材育成支援コース（人材育成訓練、認定実習併用職業訓練）の場合

- ☐ （17）労働協約や就業規則、事業内職業能力開発計画に定期的なキャリアコンサルティングを実施することを規定していない事業主

4. 人材育成支援コース（有期実習型訓練）の場合

- ☐ （18）有期契約労働者等に対して、有期実習型訓練の趣旨・内容、訓練修了後の正規雇用労働者等への転換基準（ジョブカードの評価結果を活用した転換基準と転換時期）を説明していない事業主

5. 人材育成支援コース（有期実習型訓練・認定実習併用職業訓練）、 人への投資促進コース（情報技術分野認定実習併用職業訓練）の場合

- ☐ （19）業務独占資格に係る業務（理美容業等）を対象とした訓練において、業務独占資格に係るOJTを実施する前までに、当該資格を有していない者を対象とした訓練を実施した事業主
- ☐ （20）新規卒予定者以外の者に対して、キャリアコンサルティングを実施していない事業主

6. 人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）の場合

- ☐ （21）①主たる事業が日本標準産業分類の大分類の「情報通信業」である事業主、②事業適応計画（情報技術適応）の認定又はDX認定制度の認定を受けている事業主、③デジタル経営改革のための評価指標（DX推進指標）を用いて自己診断を行い、IPAに提出している事業主、④企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主のいずれにも該当しない事業主

7. 人への投資促進コース（情報技術分野認定実習併用職業訓練）の場合

- ☐ （22）①主たる事業が日本標準産業分類の大分類の「情報通信業」である事業主、②IT関連業務を主に担う組織体制（部、課、グループ等）やDXを推進する組織体制を有している事業主のいずれにも該当しない事業主

8. 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の場合

- ☐ （23）就業規則又は労働協約に自発的職業能力開発経費負担制度を定めていない事業主。
- ☐ （24）就業規則を当該制度に定めている場合、訓練開始日までに管轄労働基準監督署に就業規則を届出していない事業主。

9. 人への投資促進コース又は事業展開等リスクリテラシー支援コースを活用し定額制サービスによる訓練を実施する場合

- ☐ （25）定額制サービスによる訓練において、全体の講座数に占める趣味教養を身につけることを目的とした講座等支給対象外訓練の講座数の割合が5割以上の場合
- ☐ （26）定額制サービスによる訓練において、訓練の実施期間中に支給申請をした後、契約期間の終了日前に当該契約を解約した場合及び契約期間の終了日まで契約を維持したが届け出た訓練が継続されなかった場合

本書は、申請にあたっての注意事項を了解いただいたことの申立書となります。代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合であっても、必ず申請事業主自身が内容をご確認いただき、確認した年月日と事業主欄をご記入ください。